

議案第19号

鯖江市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

鯖江市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月18日提出

鯖江市長 佐々木 勝久

提案理由

人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に伴い、鯖江市一般職の職員についても、これに準じて所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

鯖江市条例 号

鯖江市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 鯖江市一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年鯖江市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第10条の3第2項第2号中「次に掲げる職員の区分に応じ、」を削り、「それぞれ次に」を「6万6,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で」に改め、同号アからスまでを削り、同条第3項第1号中「第5項」を「第6項」に改め、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項中「「通勤手当」を「通勤手当」に改め、「自動車等」の次に「および駐車場等」を加え、同項を同条第9項とし、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「月」の次に「（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあつては、その翌月）」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項中「および」を「、」に、「」の「」を「および前項第1号に定める額の」に、「前3項」を「第2項から前項まで」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項第2号または第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地および利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号および第9項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額

第2条 鯖江市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「4,400円」を「4,700円」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後の鯖江市一般職の職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第2条の規定による改正前の鯖江市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 4 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(鯖江市一般職の職員の旅費等に関する条例の一部改正)

- 5 鯖江市一般職の職員の旅費等に関する条例(昭和30年鯖江市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第24条第4項中「第10条の3第2項」の次に「および第5項」を加え、「同条第8項」を「同条第9項」に改める。